

平成22年度事業計画

最近の自治体の国際化施策の推移に対応し、自治体の意見を反映した事務事業の見直しを行い、以下のとおり事業を展開することにより、自治体の共同組織としての使命を果たしていく。

事業の実施に当たっては、一層の効率化に努め、速やかな収支改善を図る。

1 自治体の国際経済活動に対する支援の強化

自治体がその海外活動の中で、従前の調査、親善・交流や国際協力に加え、観光客の誘致や製品の輸出促進、投資の促進等の経済的活動のウェイトを高めていることに対応し、自治体の海外活動を支援する拠点である海外事務所において経済分野の活動に対する支援を強化するほか、本部においても経済交流に関する体制の整備を図る。

○ 海外事務所における経済分野の活動の強化

21年度から、ソウル事務所、ニューヨーク事務所等で試行的に行っている観光客の誘致、日本食品・食材の販路拡大等の取組を本格化するとともに、他の事務所においても、経済分野への取組を強化する。

海外事務所における自治体の活動支援の内容を、経済分野における活動も視野に入れ、見直す。

○ 本部における体制整備と取組の強化

各海外事務所における経済交流支援活動のバックアップや、国内自治体への情報提供や企画段階での支援、国内の自治体のニーズと海外の状況を踏まえたパイロット的な事業の企画を行うため本部における体制整備を行う。経済分野の機能強化にあたっては、外部の専門分野の人材の活用を図る。

さらに、新たに海外での経済活動に取り組む自治体を支援し、その成果を他の団体の経済活動に活かしていくために、助成とサポートが一体となった事業を臨時的に実施する。

2 多文化共生の視点に立った地域国際化の支援

地域に居住する外国人の存在を前提とした対応の必要性の認識が、地域的にも、分野的にも広がりを見せており、また最近の経済状況から、対応すべき課題が質量ともに増してきているなどの状況に対応し、自治体の多文化共生施策に対する支援を強化していく。

○ 多文化共生促進事業

多くの自治体が共通して直面する課題への対応の支援として、従来から行っている「多言語生活情報」、「オリエンテーションガイドブック」、「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」等のツールの提供、アップデート、利活用の促進を引き続き行うとともに、多文化共生に関する人材育成（全国市町村国際文化研修所・J I A Mと共同で実施）、各地域での研修

会や講演会等へのアドバイザーの派遣などの支援を行う。

21年度より取り組んでいる各地域における多文化共生施策の企画立案に対する支援を一段と強化することとし、自治体の施策担当者の利用を想定して構築中で、平成21年度に一部を供用する多文化共生ポータルサイトの内容の充実を図るほか、新たに、外国人集住都市会議における政策提言活動を内容面から支援するための政策支援活動と、これまでに養成した多文化共生マネージャーの全国的ネットワークと共同して行う、各地域におけるNPO、ボランティアの人たちと行政との連携を確立するための事業を行い、多文化共生における関係者の力を結集するプラットフォームの役割を果たせるよう積極的な事業展開を図る。

○自治体等が行う地域の国際化に資する事業に対する財政的支援等

多文化共生等地域の国際化に資する事業のうち、自治体、地域国際化協会等が行う事業に対し助成を行う地域国際化施策支援特別対策事業及び地域国際化協会等先導的施策支援事業を、先駆性の高い事業等に重点化を図りつつ、引き続き実施する。

また、自治体職員協力交流事業及びJETプログラムにおける地域での活動を、在住外国人の母国の文化・言語の教育、地域住民との相互理解促進等、多文化共生の推進の面で活用していく。

○地域国際化協会の活動の活性化

多文化共生施策の有力な担い手でもある地域国際化協会の全国組織である「地域国際化協会連絡協議会」の事務局として、引き続き研修、共同研究の実施やウェブページを通じた情報共有を行い協会間の連携、ネットワーク化に貢献する。

○市民国際プラザにおけるNGOとの連携

国際協力活動および多文化共生における自治体とNGOとの連携を促進するため、市民国際プラザを拠点に情報収集・提供・相談を行うほか、「地域フォーラム」に加え「ステップアップ・ワークショップ」についても地域開催とし、プラザ外での活動を強化する。また自治体等との連携に関心のあるNGOを招いて声を聞くなど、自治体とNGOの双方向の連携強化をより具体的に進めていく。

3 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の推進

JETプログラムの一層の活用が図られるよう、効率的な事業運営に努めつつ、利用者の視点からの運営の改善を着実に進めるとともに、プログラムの意義・効果に対する理解を広げるためのPRに努める。

○自治体にとってより使いやすい事業とするための取組

自治体から強い要望がある中途退職者の速やかな補充については、補充あっせん期間を約2カ月繰り下げ翌年2月第3週まで延長するとともに、切れ目のない補充者の確保のため、オセアニア地区からの補充者の4月来日を試行的に導入する。

平成23年度からの小学校における英語活動の本格実施を控え、JET参加者の日本語能力

向上に対する要請が強い状況を受け、協会が提供する日本語講座の受講等による来日後の日本語能力の向上を参加者に対しより強く促すための措置について、関係省と協議し具体化する。

自治体における円滑な受入れに資するよう、新規団体・担当者等を対象としたセミナー、取りまとめ団体のカウンセリング体制充実のための研修会等による自治体サポートの内容を工夫し、より効果を上げるよう努める。

○JET参加者にとって充実したプログラムとするための取組

来日直後オリエンテーション及び中間研修等の機会を通じ、生活・職務に不可欠な情報・技術を身につけられるよう内容等をさらに工夫するとともに、日本語能力の向上に積極的に取り組むよう働きかける。

参加者が、全国各地で地域の一員として活動した経験を活かし、帰国後、日本との架け橋としての役割を果たすよう帰国前研修を充実するとともに、海外事務所と連携し、各国のJET経験者による対日理解促進・交流活動の支援、日本の自治体の活動への協力の呼びかけ等を行う。

4 海外事務所の活動の充実

自治体の海外における事業展開に対応し、共同の海外拠点としての機能をより効果的に担うため、海外事務所の機能、体制の見直しを鋭意進める。これまで培ってきたネットワークの蓄積を最大限に活用しながら、関係機関等との連携や、職員の執務能力の向上により、自治体の多様なニーズに応えていく。

○海外活動支援（一部再掲）

自治体が海外で行う調査や用務訪問、プロモーション等の活動に対し、事前の相談・調整、職員の同行支援等の活動支援を効果的に行い、共同の活動拠点としての機能を十分に発揮できるよう努める。平成21年度から試行的に実施している滞在中の事務所の設備・機能の提供等の新たなサービスを定着させ、活動支援要項の全面見直しにより、より利用しやすい運用に努める。

自治体のニーズの多様化に対応できるよう、新規のネットワークの開拓、活動実績のストックとしての活用等の対応力の強化を図るほか、活動状況の情報提供を充実し、成果の自治体との共有化を積極的に進める。

○自治体の経済的交流推進のための事業の展開（一部再掲）

観光資源のPRや製品の輸出促進、投資の誘致等の経済的交流に対する自治体のニーズが高まっている現状を踏まえ、個別の活動支援の要請に対しても、外部の人材の活用も図りつつ、より積極的な役割を果たすよう努め、経験によるノウハウの蓄積を進める。

各事務所がセッティングし、国内自治体の共同参加により行う事業についても、従来から実施しているイベント等のブース出展機会の提供、セミナー等による情報交流などを行うほか、担当地域での情報収集の成果をフィードバックし、国内の自治体に提案して行なう観光誘客、物産の販路拡大等の共同事業を臨機応変に企画し、自治体の新たな機会の開拓に資する。

本部においても、国内での調整等のサポートや必要な情報の提供などを実施できる体制を整備し、海外事務所と一体となって取り組む。

○各種セミナー等の開催及び交流の促進

各担当地域の実情に応じた特色ある分野についての各種セミナー等を開催し、得られた成果については国内外の地方自治関係者が共有できるよう努める。

交流行事等を通じ、人的ネットワークの維持、強化に努め、自治体の活動支援等の業務を円滑に進める基盤とするほか、環境、災害対応など海外の自治体が注目する日本の自治体の実践例等について積極的に情報発信していく。

○調査研究及び情報提供

自治体等の依頼に応じ、諸制度やその運用状況等に関する調査、情報収集を行う。また、各担当地域の地方自治制度や先進的或いは特色のある施策、地域活性化事例等に係る調査研究を主体的に進め、その成果をホームページや各種刊行物等により、広く地方自治関係者に提供する。

自治体の活動支援を含め事務所の日常の活動に伴い得られた情報についても、迅速な提供に努める。

○JET経験者との連携促進

JET経験者との継続的な交流を通じて、経験者相互の人的ネットワークの充実を図り、JETプログラムへの参加希望者、帰国者等に対するサポートや、日本理解の促進の担い手としての活動の活性化を促進する。

帰国後、日本の理解者として各国と日本の自治体等との架け橋の役割を担うJET経験者の活動への協力、支援を行うほか、日本の自治体による経験者のネットワークの活用を促進する。

5 国際交流・国際協力の推進

自治体の海外活動の入り口であり、国と国との関係においてもその基盤をなす、自治体間、地域レベルの国際交流について、内外の動向に注目し、自治体に対する情報の提供や、個別の交流に関する支援を行うほか、多くの自治体が参画して実施することが有意義と考えられる交流について、事業を企画し、自治体に参加を呼びかけていく。

また、人的交流による相互理解が基盤となって実現する国際協力、自治体間の政策面での交流など、成果が目に見える交流の発展についても支援していく。

○地域間国際交流推進事業

歴史的・地理的に密接な関係にあり、今後東アジア地域の相互関係の強化と発展という観点からも相互理解と協力の重要性が増すと考えられる中国、韓国のパートナーと3カ国共同で実施している地方政府交流シンポジウムを長崎市において開催する。

第2回日仏自治体交流会議を金沢市において開催し、平成20年にフランスで実施された第1回会議の成果を引き継ぎ、自治体間の政策面における新たな交流協力関係のモデルの構築を

目指す。

○自治体の国際組織の活動への参画の強化

アジア太平洋地域の地方自治体の代表者が一堂に会し、共通の課題について話し合うUCLG・ASPAC（都市・自治体連合アジア太平洋支部）の第3回コンGRESSが浜松市で開催されることを受け、会議運営の支援と国際組織の活動を通じた自治体の国際活動の活性化に努める。

○自治体間交流に関する支援と基盤の維持・強化

自治体の新たな国際交流事業の動向に関する情報収集・提供を行うとともに、海外事務所のネットワークを活かし自治体の国際交流事業の支援を行う。

現在でも自治体の国際活動の基盤として重要な役割を持つ姉妹交流のさらなる活性化を図るため、依然活発な海外からの新たな提携申し入れ等への対応を行うとともに、既存の提携を発展させ、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体を表彰し、広く全国に紹介する。

海外でのネットワーク構築に重要な役割を果たし、海外事務所の活動を支えるキーパーソンとなる現地の自治体幹部職員等を招へいし、双方の地方自治の状況等について理解を深める等の交流の基盤の維持・強化を引き続き着実に推進するとともに、その成果の自治体との共有化に努める。

○自治体職員による国際協力の推進

海外の自治体職員等を日本の自治体が受け入れ、技術・ノウハウ等の研修と交流を行う自治体職員協力交流事業について、来日手配手続きのより一層の柔軟化など自治体が参加しやすい条件を整え、事業の積極的PRを通じて新規参入を促進していく。また、平成20年度から行っているブラジルからの受入れの枠組の同国からの来住者が多い自治体等での活用について引き続きPRしていく。

専門的技術や豊富なノウハウを持つ自治体職員を海外の自治体等に派遣し、技術指導や交流を通じた相互理解と関係の強化構築を図る自治体国際協力専門家派遣事業については、近年、消防や地域保健など海外側のニーズが多様化している状況を踏まえ、平成20年度より派遣対象に加えた市町村職員を含め幅広く人材を発掘していく。また、より効果的な協力を行うため、日本側に強みのある協力内容について、自治体の声も聴きつつ、相手国側に提案していくことを試行的に行う。

○自治体の行う国際交流、国際協力事業に対する財政的支援（一部再掲）

自治体及び地域国際化協会が行う先駆性、地域特性、住民への事業効果等において優れた取組に対し自治体国際協力促進事業（モデル事業）及び地域国際化施策支援特別対策事業により助成を行う。特に優れた成果を残した事業については、パネルの各種イベントでの展示、事業報告会の開催等により、その成果を広く周知するなど、全国に向けて積極的な情報発信を行う。また、モデル事業は助成期間を2ヶ年までとしていることから、継続発展的な事業実施への対応として、JICA等他のスキームでの実施が可能なものについては、橋渡しの協力を行う。

6 地域の国際化に対応できる人材の育成

全国の自治体で人材の育成が急務と考えられる多文化共生に関する研修等に重点を置いて実施するほか、協会の海外事務所や本部での勤務を通じた人材育成についても、自治体において求められる能力の伸長に焦点を合わせて内容の充実を図る。

○多文化共生に関する研修（一部再掲）

外国人住民に関わる諸制度や諸課題について理解を深め、多文化共生社会の進展に対応するための自治体等職員としての能力の向上を図るため、全国市町村国際文化研修所（JIAM）と共同で研修を実施する。

○海外事務所の事業による人材育成

シンガポール事務所で予定する「日印地域間交流促進プログラム」、シドニー事務所の「自治体等多文化共生戦略策定支援プログラム」など、日本と相手国の自治体間で実践的なテーマについて双方向の情報交流等を図るプロジェクトを実施し、関係業務に携わる日本の自治体の職員の参加を求めて、人材育成の機会とする。

7 国内外の地方行財政に関する調査研究・情報収集及び提供の強化

グローバル化が自治体の行財政運営にも影響を及ぼし、また地域における国際化が進展する中で、諸外国の制度・先進施策事例等に対する自治体の情報ニーズに応えるとともに、日本の自治体に関する情報を海外へ発信し、海外での認知度を高めることで、地方自治に関する国際協力・政策連携に貢献しつつ、日本の自治体の海外における活動の環境整備に資する。

実施に際しては、個々の業務をより効果的に行うとともに、相互の有機的連携に特に留意し、自治体への迅速、有益な成果の提供、既存ストックの有効な活用について改善する。

○海外地方自治制度の調査研究等

海外事務所において、所管国の自治体行政の実情、地方自治制度の概要や地方自治体の海外活動に役立つ情報等について調査研究を行い、その成果を「クリア・レポート」、「海外の地方自治シリーズ」として発信していく。

また、学識経験者による「比較地方自治研究会」により、諸外国の地方自治制度及びその運用等について専門的かつ継続的な調査研究を行い、海外事務所との連携、補完を強化しながら、自治体に有用な調査研究成果を発信する。

このほか、わが国の地方自治制度や地方自治に関する諸施策をコンパクトに解説した「ファクトシート」を作成し、海外からの来訪者等に活用できるよう多言語で発信していく。

○機関誌の発行その他の情報発信

自治体や地域国際化協会が国際化や多文化共生社会の実現を推進していく上での有益な事項に関して、専門家の解説や国内自治体の先進的な取組事例、海外の施策の動向などを掲載した機関誌を発行するとともに、メールマガジン、ホームページ等も組み合わせ、本部・海外

事務所の活動に伴い得られる個々の情報のフロー、ストック、調査活動等による成果物などを
利用者の視点で総合し、選択して、提供、発信することを強化する。